

事業報告書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人トリニティ
① ☐財団 ☒社団 (☒出資持分なし ☐出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
 ☒その他
③ ☒基金制度採用 ☐基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 美濃市松栄町 5 - 7 5
(主たる事務所)

(従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 令和 6 年 4 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 令和 6 年 4 月 11 日
- (5) 役員及び評議員

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みうら内科糖尿病 クリニック	2110300437	美濃市松栄町五丁目 7 5	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月14日	令和6年度決算の決定
令和 8年 3月31日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
	理事、監事の選任

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

法人名 医療法人トリニティ
所在地 美濃市松栄町 5 - 7 5

※医療法人整理番号 0 0 8 8 4

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	43,465 千円
2. 負 債 額	13,382 千円
3. 純 資 産 額	30,083 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	32,119
B	固 定 資 産	11,346
C	資 産 合 計 (A + B)	43,465
D	負 債 合 計	13,382
E	純 資 産 (C - D)	30,083

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人トリニティ
所在地 美濃市松栄町 5 - 7 5

※医療法人整理番号 0 0 8 8 4

貸 借 対 照 表
(令和 8年 3月31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	32,119	I 流 動 負 債	10,022
II 固 定 資 産	11,346	II 固 定 負 債	3,360
1 有 形 固 定 資 産	9,634	負 債 合 計	13,382
2 無 形 固 定 資 産	909	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	802	科 目	金 額
		I 積 立 金	83
		II 基 金	30,000
		純 資 産 合 計	30,083
資 産 合 計	43,465	負債及び純資産合計	43,465

法人名 医療法人トリニティ
所在地 美濃市松栄町 5 - 7 5

※医療法人整理番号 0 0 8 8 4

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 医 業 収 益	126,522
2 医 業 費 用	119,761
本 来 業 務 事 業 利 益	6,760
医 業 利 益	6,760
II 医 業 外 収 益	352
III 医 業 外 費 用	
経 常 利 益	7,112
税 引 前 当 期 純 利 益	7,112
法 人 税 等 負 担 額	95
当 期 純 利 益	7,016

監 事 監 査 報 告 書

医療法人トリニティ
理事長 三浦 淳 殿

私は、医療法人トリニティの令和 7会計年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 5月14日
医療法人トリニティ

監 事 竹内順一